



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する対応方針について (5月22日更新)

2020年5月22日  
日本ソフトウェア株式会社  
広報室

日本ソフトウェア株式会社は、「新型コロナ対応の特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」について、5月21日(木)政府から、京都、大阪、兵庫の3府県は解除、北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川の5都道府県については解除されなかったことを受け、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する対応方針を更新致しました。

お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況や規制の変更によっては、対応が変わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 1. 業務上の対応 (継続)

- (1) 不要不急の外出は控え、お客様への訪問が可能な場合も、最小限の人数で、可能な限り短時間の面談とさせていただきます。
- (2) 社内外問わず、会議についてはオンライン会議を有効活用し、閉じられた空間に人が集まらないよう配慮します。
- (3) 緊急を要する業務を除き、国内外問わず社員の出張を控えます。
- (4) 弊社へのご来社につきまして、原則として控えて頂くこととし、やむなくご来社頂く場合も、最小限の人数で可能な限り短時間のご面談とさせていただきます。
- (5) お客様からご要請があったお客様常駐社員を対象に、業務上の支障が生じないように準備を行った上で、テレワーク (在宅勤務) を実施致します。

#### 2. 従業員が罹患した場合、罹患の疑いがある場合の対応 (継続)

- (1) 従業員が罹患した場合  
速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。
- (2) 従業員が感染者と濃厚接触が疑われる場合

- ①症状の有無にかかわらず政府のガイドラインに従い自宅待機又は在宅勤務とします。
- ②息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかが認められる社員には、自宅待機と医師の診断を指示します。また、前述の症状が4日以上継続した場合は、速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。
3. オフィスにおけるソーシャルディスタンスの確保（継続）  
社内における3つの密（密閉、密集、密接）を回避するため、各オフィス間、及びオフィス内の居室における社員の分散配置、座席のレイアウト変更を実施致します。
4. 政府からの休校、休園要請への対応（更新）  
本運用は、5月31日を以って停止致します。  
なお、別途社員への感染防止を目的に、組織、プロジェクト、あるいは個人単位に在宅勤務、並びに時差勤務を実施致します。
5. その他（継続）
- （1）外出時におけるマスクの着用を社員に推奨します。
  - （2）小まめな手洗い、うがいを社員に推奨します。
  - （3）国が示す「新しい生活様式」に則った行動を心掛けるよう社員に徹底いたします。

今後も社内外への感染被害抑止と当社社員の安全・健康確保を最優先に、情報収集に努めるとともに、政府、及び地方自治体の方針に基づき、弊社の対応方針を迅速に決定してまいります。

関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下余白